

第71回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成24年11月19日（月）14:00～15:10

2. 場所

金沢市職員会館3階大会議室

3. 出席委員

- ①学識経験者 (各50音順)
- | | |
|--------|-----------------|
| 朝倉 忍 | 金沢市農業委員会会長 |
| 池本 良子 | 金沢大学教授 |
| 河内 久美子 | 金沢学院短期大学教授 |
| 坂本 英之 | 金沢美術工芸大学教授 |
| 高山 純一 | 金沢大学教授 |
| 中村 明子 | 弁護士 |
| 浜田 憲一 | 石川県消費生活支援センター所長 |
| 林 健治 | 金沢商工会議所理事・事務局長 |
| 半田 隆彦 | 金沢経済同友会理事 |
| 森 俊偉 | 金沢工業大学教授 |
- ②市議会議員
- | | |
|-------|----------------|
| 松井 純一 | 金沢市議会副議長 |
| 下沢 広伸 | 金沢市議会総務常任委員長 |
| 新村 誠一 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
- ③関係行政機関
- | | |
|-------|----------------------------|
| 有野 充朗 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理） |
| 鈴木 研司 | 石川県土木部部長（代理） |
| 水野 裕志 | 石川県農林水産部長（代理） |
| 毛利 哲朗 | 石川県警察本部交通部長（代理） |
- ④市民
- | | |
|---------|----------------|
| 西野 茂 | 金沢市町会連合会副会長 |
| 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |

○司会

定刻となりましたので、只今より、第71回金沢市都市計画審議会を開会いたします。
本日の都市計画審議会では計画案件5件、その他案件1件をお諮りいたしますので十分なお審議をお願い申し上げます。
それでは、はじめに都市整備局長の堂菌が一言、挨拶を申し上げます。

○堂菌局長

都市整備局長の堂菌でございます。
本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
また、日頃から本市の都市計画行政に多大なるご尽力、ご協力を頂いておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。
さて、2015年春の北陸新幹線開業にむけて、いろいろな事業が進んでおります。来月には、金沢駅の駅舎の起工式も予定されているとお伺いしていますが、開業に向けて魅力あるまちづくりを推進しているところあります。今年2月にご審議頂きました寺町台地区伝統的建造物群保存地区について、この10月19日に文化審議会から文部科学大臣へ重伝建地区に選定するよう答申がありました。本市では、昨年度の卯辰山麓地区に引き続き、2年連続での重伝建地区になる見込みで、まちの魅力にますます磨きをかけているところです。

また、都市計画事業におきましても、金沢駅西口広場や西金沢駅の整備も順調に進めており、金沢駅西口においては、一般駐車場や団体バス駐車場の整備も終わり、10月17日に供用開始したところであります。西金沢駅の整備においても昨年度自由通路が完成しましたが、現在西口広場等の整備を進めております。このような事業を、今後とも引き続き行い、本市の魅力向上に繋げていきたいと考えております。

本日の都市計画審議会の審議案件は計画案件5件、その他案件として1件でございます。直江地区における用途地域・地区計画・特別用途地区の変更と都市計画公園の変更が2件となります。ご審議のほどどうかよろしくお願い致します。

○司会

ここで、委員の異動がございましたので報告致します。金沢商工会議所理事・事務局局長 林 健治（はやし けんじ）委員でございます。市議会副議長交代により新たに就任されました金沢市議会副議長 松井純一（まついじゅんいち）委員でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いたします。

●会長

議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内16名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、高山委員、西野委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、「議案第337号 金沢都市計画 用途地域の変更」、「議案第338号 金沢都市計画 地区計画の変更」について、2本まとめて事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第337号、338号は関連がありますので、まとめて説明させていただきます。まず、議案第337号「金沢都市計画 用途地域の変更」についてご説明します。議案書は2ページから4ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置の確認です。議案書は3ページになります。

こちらが、金沢駅、金沢駅港線、そして石川県庁になります。こちらは北安江栗崎線、そして金沢外環状道路、海側幹線になります。こちらの赤線で囲まれた部分が今回用途地域を変更する範囲であり、現在施工中の直江地区土地区画整理事業の区域内になります。変更面積は約5.4haであります。

こちらの直江地区は昨年11月21日に約28haにおいて用途地域の変更を行いました。一部の区域については、暫定用途のままであります。今回、区画整理事業の進捗に伴い、土地利用の方針が固まった区域、及び、周辺の用途地域の指定状況から用途地域の変更を行うものであります。

こちらが拡大した図になります。議案書は4ページになります。

左が現行用途地域、右が変更後の用途地域となります。こちらの、青線で囲まれた部分は直江地区の区画整理区域でございます。このうち、赤線で囲まれた部分が用途地域の変更範囲となります。

変更範囲をさらに拡大した図になります。

金沢市用途地域設定基準に基づき、まず、こちらの準工業地域につきましては、海側幹線沿いということで、自動車による環境への配慮の面、沿道サービスということから海側幹線から一街区について準工業地域に指定されていましたが、土地利用の方針が固まったことを受け、こちらの区画道路を取りやめする区画整理事業計画を変更したことから、こちらの一街区を準工業地域に指定します。建ぺい率は60%、容積率は200%となります。

こちらは、直江線、直江大河端線といった幅員13mの幹線道路沿道ということ、そして、周辺の用途地域の指定状況から第2種中高層住居専用地域を指定します。建ぺい率は60%、容積率は200%となります。

また、こちらにつきましては、平成8年より第1種中高層住居専用地域に指定されていましたが、同様の理由により（周辺の用途地域指定状況及び直江線の沿道ということ）第2種中高層住居専用地域に変更します。

概要表になります。議案書は2ページになります。

こちらの第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び準工業地域が今回の変更対象となります。

最後に、本案件について、平成24年10月22日から11月5日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上が用途地域の変更の説明でございます。

引き続きまして、議案第338号「金沢都市計画 副都心北部直江地区 地区計画」

の変更についてご説明します。お手元の議案書は、5ページから9ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

位置図になります。議案書は8ページになります。

こちらの赤線で囲まれた部分が本案件の「副都心北部直江地区の地区計画区域」であります。こちらの地区は、昨年11月21日に都市計画決定されましたが、先程ご説明いたしました、用途地域の変更に伴い、地区計画区域の追加及び地区区分の変更を行うものであります。面積は約34.6haから約39.3haに変更されます。

拡大した計画図であります。議案書は9ページになります。

左が現行、右が変更後の地区計画区域になります。こちらの赤線で囲まれ網掛けした部分が追加を行う区域であり、用途地域に応じて、こちらの紫の部分が準工業地域で流通業務A地区、こちらの黄緑色の部分が第2種中高層住居専用地域で中層住宅A地区となります。また、こちらの赤線で囲まれた部分は地区区分の変更を行う区域であり、用途地域が第1種中高層住居専用地域から第2種中高層住居専用地域への変更に伴い、中層住宅B地区から中層住宅A地区への変更となります。中層住宅B地区と中層住宅A地区の主な違いですが、こちらは、建築物等の用途制限を表した表になります。議案書は5ページの下の方になります。

建築基準法上、○はできるもの、×はできないもの、▲や丸数字は面積や階数の制限があるもの、を示します。今回、中層住宅B地区から中層住宅A地区へ変更することにより、建築基準法上、階数の制限はありますが、1500㎡以下の店舗・飲食店、事務所そして危険物の貯蔵・処理を行う施設が建築可能となります。

また、赤色で塗られたものは、地区計画の制限により建築できないものを示していますが、神社・寺院・教会その他これらに類するもの、公衆浴場、危険物の貯蔵・処理を行う施設、そして、飲食店の内、風営法に基づく低照度飲食店・区画席飲食店について建築することができません。

また、議案書は6ページの中ほどになりますが、屋外広告物につきましては、こちらの赤線の部分に変更になります。独立広告物の高さ制限が3mから6mに、そして、広告物の表示合計面積の制限が5㎡から10㎡となります。

最後に、本案件について、平成24年10月22日から11月5日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

●会長

続きまして、「議案第339号 金沢都市計画 特別用途地区の変更」、「議案第342号 建築基準法第52条第8項第1号による容積率の緩和を適用しない区域の指定」について、2本まとめて事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第339号、342号は関連がありますので、まとめて説明させていただきます。まず、議案第339号「金沢都市計画 特別用途地区」の変更についてご説明します。お手元の議案書は10ページから12ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

こちらが変更概要になります。議案書は10ページになります。

本市においては、平成19年に中心市街地活性化基本計画の認定による、中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第1種・第3種特別工業地区として指定されている範囲を除く全ての準工業地域において、大規模集客施設制限地区が指定されています。

今回の変更ですが、先程ご審議いただきました、直江地区における用途地域の変更により、準工業地域に指定される区域において特別用途地区の指定を行うものです。変更後の面積は約1,362haから約1,363haとなります。

ちなみに、大規模集客施設制限地区では、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設を建築することができません。

位置図になります。議案書は11ページになります。

こちらの赤線の部分が、今回、特別用途地区を追加指定する、直江地区で面積は0.8haであります。

拡大した図になります。議案書は12ページになります。

こちらの赤線で囲まれた部分が、今回新たに「特別用途地区」を追加指定する、直江地区の準工業地域に指定した部分で、面積は約0.8haであります。

最後に、本案件について、平成24年10月22日から11月5日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上が特別用途地区の変更の説明でございます。

引き続きまして、議案書は第340号公園の変更となっておりますが、直江地区の用途地域等の変更に伴う、関連した案件でありますので、先に議案第342号「建築基準法第52条第8項第1号の規定による容積率の緩和を適用しない区域の指定」についてご説明します。お手元の議案書は21ページから23ページになりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

こちらが指定概要になります。議案書は21ページになります。

本案件は平成14年の建築基準法等の一部改正（平成15年1月1日施行）により、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、及び「準工業地域」の用途地域においては、原則、住宅の用途に供する建築物については、一定の敷地面積及び空地率を有することなどを条件として、容積率を最大1.5倍まで緩和されることになりました。

しかしながら、この制度を活用した場合、指定容積率を大きく上回る大規模なマンション建築が可能となることから、日照や景観に関し、周辺の住環境に悪影響を与えることが懸念されます。

このため、建築基準法第52条第8項第1号の規定により、都市計画審議会の議を経た場合には、この容積率の緩和を除外する区域の指定が可能となっております。

現在、市内におきましては、都心軸の片町から国道8号線までの区間のうち、商業地域に指定されています、約108haを除き、この緩和が適用される用途地域、約4,661ha全てを、「容積率の緩和を適用しない区域」として指定されています。

先程審議いただきました、直江地区の用途地域の変更に伴い、「準工業地域」に指定される区域の約0.8haについて、容積率の緩和を適用しない区域として、今回追加指定するものです。変更後の面積は約4,662haとなります。

位置図になります。議案書は22ページになります。

こちらの赤線の部分が、今回、容積率の緩和を適用しない区域、直江地区で面積は0.8haであります。

拡大した図になります。議案書は23ページになります。

こちらの赤い線で囲まれた部分、準工業地域が今回、追加指定する区域であります。

以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

●会長

続きまして、「議案第340号 金沢都市計画 公園の変更」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第340号「金沢都市計画 公園の変更」について説明致します。お手元の議案書、13ページから16ページとなります。

まず、位置の確認です。議案書は14ページとなります。

犀川の南側で、新神田小学校、高岡中学校に近接しJR北陸本線に接する都市公園が今回変更する2・2・79号神田第3児童公園です。昭和44年5月26日に都市計画決定された面積は約0.16haの公園です。

付近を拡大した図です。

JR北陸本線沿いの、神田陸橋よりひとつ金沢駅側に入った安原跨道に隣接した公園が神田第3児童公園です。

変更計画図です。議案書は16ページとなります。

今回、安原跨道の改良により金沢市道が移設されることに伴い、公園の区域を変更するものです。青い部分は面積が減になる区域で、赤い部分が面積増になる区域です。合計面積は約0.16haで変わりません。

変更内容について説明します。

現状の図面です。安原跨道を通して車両等の行き来ができます。ただ、この安原跨道は、有効幅員3.0m、有効高さ2.9mと非常に狭いトンネルですが、通過交通が多く、歩行者の安全の確保が難しい交通のボトルネックとなっている箇所でございます。

今回、この安原跨道の安全確保のため、幅員を6.0mにすると共に、高さもポンプ車が通れる高さ3.2mを確保したものに改良致します。

ボックス構造は、JRの基準の土被りを確保する必要がありますが、既存のボックスはその基準を満たしていなく、同位置での改良では、道路高さが既存道路高より1m下がることになるため、道路勾配が規定値を大幅に超えてしまいます。

そこで、支障物の少ない公園側（金沢駅側）に迂回することで勾配を確保することになりました。

市道の移設により、面積が減になる部分、図面では青色の区域ですが、その区域を図面右側にある市道新神田2丁目線2号、図面では赤色の区域となりますが、市道を廃止し、公園区域に取り入れることにより、面積は約0.16haと変わらず区域形状の変更のみということになります。

変更の概要図です。

緑色が今回変更となる公園の区域、ピンク色が金沢市道、既存の安原跨道は黄色部分で、歩行者専用道として利用されます。

公園のイメージパースです。

安原跨道は歩行者道路として、公園の区域だった部分は市道とポケットパークとなります。

変更概要表です。

今回の変更により、変更となるのは区域のみとなりますので、名称・面積等の変更はございません。

現地の状況写真です。①が新神田方面から見た状況です。左手のフェンスの左側が神田第3公園。この奥のボックスが安原跨道です。

なお、本案件について、平成24年10月22日から11月5日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で、公園の変更についての説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●A委員

この計画について、地元説明は終わっているのでしょうか。

○事務局

地元説明は終わっております。

●A委員

特に意見等はないのでしょうか。

○事務局

はい。どちらかといいますと、現状の安原跨道が非常に狭いため、こちらの方を何とかしてほしいとの意見はありますが、公園については特にありません。

●B委員

既存の市道部分が公園区域になるということで、行き来の不自由、不都合は生じないのでしょうか。

○事務局

こちらの市道部分が公園区域になったとしても、こちら（市道隣接地）の県有地を

通ることができます。この件につきましては、県の管理者とも協議をし、了承を得ております。

●会長

県有地の西側の細長い敷地はJRの軌道敷としての位置付けなのですか。

○事務局

こちらの部分は、高架側道として都市計画決定された敷地であります。現状は、砂利敷となっており、人の出入りはありません。

●会長

接道できなくなりますが問題はないのでしょうか。

○事務局

高架側道ということで、JRが高架にならないと道路にならないので、将来高架になる時には、この辺りを再度検討しなければならないということで、支障はないと考えています。

●C委員

古い安原跨道はそのまま使用するのですか。

○事務局

歩行者専用道路として使用します。

●C委員

名称はどうなるのですか。どちらも跨道という呼び方になるのですか。

○事務局

新しく造る道につきましては、市道の位置変更と区域変更ということで、名称は変わります。既存の安原跨道につきましても、新たに歩行者専用道路として市道認定する予定ですので、名称は変わります。

●C委員

どのような名称になるのですか。

○事務局

現在、道路管理者と調整中でございます。ただし、歩行者専用道路として新たに市道認定する計画となっております。

●D委員

先ほど、地元からは了解を得ているとのことでしたが、現実的には地元の方が不便を被るということに理解をしているということでもあります。地元の要望では信号機を設置してほしいという話があります。現状の安原跨道でも通行車両が多く、子供たちの通学路のことを考えると、非常に危険であります。新しい道路ができると、周辺は道路が広い町中へ車が入ってきてしまうので、安全面の対策について、道路を造る側と管理する側で一体感をもって取組んでいただきたい。また、信号機の設置については、地元の町会連合会からの要望でもあるので、安全面について、警察等とも協議をし、並行して対策を行っていただきたい。

また、本来地元の方には、「公園は広くなるので多少我慢してくださいね。」というお話だったが、現実的に今日の資料を見ると変わっておらず、使いにくくなっただけで、お年寄りが集まる広場としては、通行車両が多く危険である。その辺りを理解していただきたい。

●E委員

イメージパースにある、市道の行き止まりになるところは、車両が入っていただけるのですか。それとも車両が入ってこないよう標識を設置するのですか。

○事務局

行き止まりの回転場につきましては、地元の方と協議を重ねまして、当初、通り抜けする案もありましたが、歩行者と車が交差することになるため、安全面に配慮し、このような回転場を設ける計画となりました。また、標識の設置に関しましても、道路管理者と協議をしており、「この先通り抜けできません。」というような標識を設置する計画をしています。

●E委員

もちろん、地元の方は状況を理解していると思いますが、これまで通り抜けとして利用していた郊外の方は、当初は間違える可能性があるので、早めに対応策を講じてください。

○事務局

了解しました。

●会長

それでは、こう配の関係上、少し変形の形を取らざるを得ないということで、安全面に対して十分配慮してほしいとのご意見もいくつか出たようですが、参考意見ということで本案件どおりとして答申します。

●会長

続きまして、「議案第341号 金沢都市計画 公園の変更」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第341号金沢都市計画 公園の変更について説明致します。お手元の議案書、17ページから20ページとなります。

まず、位置の確認です。議案書は18ページとなります。

東山内灘線沿いの国道8号線と疋田・上荒屋線に挟まれた赤色の区域が今回変更する6・5・3号北部運動公園です。昭和60年11月29日に都市計画決定された、面積約27.2haの運動公園です。

付近を拡大した図です。

国道8号線田中交差点付近で、東山内灘線と疋田・上荒屋線に囲まれた区域です。

変更計画図です。議案書は19ページとなります。

青い部分は面積が減になる区域で、赤い部分が面積増になる区域です。差し引きすると合計面積は約27.7haとなり0.5haの増となります。

変更内容について説明します。

赤線の中が当初の公園区域です。当初は、この公園整備により磯部大橋から東山内灘線へつながる、1級幹線諸江高柳線が分断されてしまうことが、地元からも道路管理者からも了解が得られませんでした。

そこで、公園敷地を北側と南側二つに分け、代替え路線としてこの右上がりの道路を確保する計画でした。

こちらが当初の整備計画図です。北側と南側の地区の間に道路が走る計画となっていました。

左側の図は当初の整備計画図、右側は変更後の整備計画図でございます。

公園施設の追加や施設配置計画を見直した結果、利用者の安全性を確保するためには道路で分断されない一体的な利用が不可欠であること。そしてこの市道の南側を走る疋田・上荒屋線が七ツ屋の陸橋も含め完成し、格段に利便性が向上したことにより、地元や道路管理者からも了解が得られたこと。これらにより、道路計画を廃止し公園区域に取り込む事とします。また、東山内灘線との連絡箇所であった隅み切り部については、既存の宅地割りを残す形に変更します。

また、施設追加や配置の見直しにあわせ、駐車場配置計画も見直しを行い、駐車場の利便性の向上と台数確保そして園内の交通車両を減らすため、国道8号線に面した駐車場の敷地を拡大すると共に、一部駐車場を減らすなど面積の増減を行います。

以上の理由により、公園の面積が約27.2haから0.5ha増の約27.7haとなります。

なお、本案件について、平成24年10月22日から11月5日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で、公園の変更についての説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●D委員

議案書20ページにおいて、面積の減少箇所が3箇所ありますが、公園の駐車場等を考えれば、広い方が良くかと思いますが、なぜ減少させるのか理由を聞かせてくだ

さい。

○事務局

まず、計画図の上の方の減少箇所につきましては、当初駐車場を予定していましたが、安全面を考慮し、敷地内の通行車両を減らす目的から、駐車場の集約を図るとともに、当該箇所周辺については、緊急車両の分だけ確保する計画としたため、区域の減少を行います。

また、計画図右下の減少箇所につきましては、元々道路を造る計画により、一宅地の一部を道路区域に、残りの一部を公園区域に取り組んでいましたが、道路の計画が無くなり、一宅地を分筆してまで公園区域に取り組む必要がなくなったため、区域の減少を行います。

●F委員

道路計画が無くなることにより、東山内灘線へ向かうにはどのような経路を通ることになるのですか。

○事務局

疋田・上荒屋線若しくは8号線を利用するということになります。

●F委員

無くなる道路を西に行くと問屋団地に出るのですよね。

○事務局

いいえ、磯部大橋、浅野川の堤防道路に接続されます。

●F委員

金沢循環器病院前の信号から入ってこれる園路は、今でも通れるのですか。

○事務局

途中までは通れますが、緊急時以外は通行できない区間があるので、通り抜けはできません。

●F委員

もし、通り抜けできるのであれば、道路が無くなることにより、通過交通が増えることを懸念していましたが、通り抜けできないのであれば支障はないと思われれます。

●会長

道路計画が無くなることにより、東西をつなぐ道路が無くなりますが、現状そして近い将来においても特に支障はないのですか。

○事務局

現在、交通の流れとしましては、浅野川沿いを通り問屋団地に抜ける通過車両が多いのが現状ですが、8号線の北側に問屋松寺線があるので支障はないと考えています。

●F委員

運動公園全体が完成するのは何年度ですか。

○事務局

完成年度は未定です。現在、既存の市道より北側のエリアについて、整備計画に基づき具体的に進めています。

●C委員

全体計画図の駐車場計画を見ると、大型車両のアクセスを想定していないように思えますが。例えば小学校、中学校の貸切バスでのアクセスを考えると、あまり大型車両の駐車マスが無いように見えますが。

○事務局

この計画図では、大型車両の駐車マスを反映させていませんが、配置計画の見直しにより園内の各施設に駐車場を配置し、アクセス道路につきましても大型車両が通行できる場所に配置しています。

●会長

それでは、いくつかの意見はありましたが、参考意見ということで本案件どおりとして答申します。

●会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされております。その結果報告とその他として事務局から報告事項があるということですのでお願いします。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書は24ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成24年6月6日に開催しました、第70回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第334号「金沢都市計画 地区計画の決定」(サンシャイン南森本Ⅱ地区)及び議案第335号「金沢都市計画 地区計画の決定」(松村フレッシュタウン地区)につきましては、平成24年7月2日付け金沢市告示第189号で決定の告示がなされております。

議案第336号「金沢都市計画 道路の変更」(3・5・17号四十万安養寺線)に

つきましては、平成24年7月2日付け金沢市告示第190号で決定の告示がなされております。

以上が案件結果報告です。

続きまして、「都市計画の案の縦覧方法の変更について」報告いたします。議案書は24ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

こちらは、都市計画の案の縦覧方法の新旧対照表になりますが、従来は、あくまで案ということもあり、図書の出回りを危惧し、図書は直接の閲覧で手写し又はカメラ撮影のみで、コピーは不可としていました。また、ホームページでは、縦覧を行っている旨のみ掲載していました。

しかし、都市計画における情報開示の推進や情報提供に努めるため、今回の都市計画審議会付議案件より、有料ではございますがコピーを可能とし、ホームページにおいても、計画書・総括図・計画図といった内容についても閲覧が可能となり、より広く市民に情報提供できるようになりました。

こちらは、本日の案件を実際にホームページに掲載したものであります。

こちらの、「現在縦覧を行っています」をクリックすると、こちらの、縦覧案件の一覧表に移動し、こちら赤線の、計画書・総括図・計画図をクリックすると、このようにそれぞれの案件の画像が閲覧できます。画像には「案」の文字を入れることにより、決定図書と区別できるようにしています。

以上が、都市計画の案の縦覧方法の変更についての報告でございます。

●会長

ただいまの報告事項につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●D委員

縦覧方法の変更について、カメラ撮影では無料、コピーでは有料というのは、市役所のコピー機を使用するということで使用料をいただくということですか。

○事務局

そうです。縦覧名簿に記入してからの対応となります。

●D委員

ホームページでは、縦覧資料と同じものが掲載されるのですか。

○事務局

基本的には同じですが、計画図が複数枚になるといった、区域が広範囲にわたる場合は、それらをまとめた概略図というものを掲載します。

●D委員

ホームページで掲載されるものは出力できるのですか。

○事務局

出力できます。

●A委員

縦覧方法の変更について、縦覧できる案件はいつからのものですか。過去にさかのぼって縦覧されるのですか。

○事務局

都市計画決定を行う際、都市計画審議会開催前に法定縦覧という手続きがあります。今回でいいますと、10月22日から11月5日までの期間、ホームページに掲載したことになります。

●A委員

あくまで「案」の段階のものを掲載するということですね。

○事務局

そういうことです。都市計画決定に関わる「案」の縦覧手続きにおいて掲載されるということです。また、既に都市計画決定したものの縦覧につきましては、従来から有料ではありますがコピーを行っています。

●G委員

ホームページの掲載ということは、世界中そして全国各地から誰でも閲覧できるということですよね。金沢市民じゃなくてもよいのですよね

○事務局

従来までは、縦覧場所において、利害関係者以外の方でも縦覧名簿に住所氏名を記入すれば閲覧を可能としていました。今回は、情報の開示を広くする目的でホームページに掲載することとしました。

●会長

他に意見等ないようですので、これで、本日諮問のありました案件について、滞りなく審議が終了しました。

なお、委員の皆様から何かご討議頂くような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

●会長

ご意見もないようですので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。

○司会

森会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきありがとうございました。

審議いただいた案件につきましては、手続きを進めさせていただきます。

また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思えます。

なお、次回の都市計画審議会は、2月を予定しております。お忙しいこととは存じますがご出席の程よろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、ここに署名する。

署名委員

署名委員